

1 電力総連年金制度の位置づけ

NISAやiDeCoが拡大するなかで、投資志向にあわせて商品を組み合わせ、最適な資産ポートフォリオを構築することが重要です。リスク・リターンに対する考え方は人それぞれですが、「電力総連年金制度」はリスクを抑制しつつ、長期にわたって確実なリターンが期待できる制度となります。

リスク・リターンの関係(イメージ)

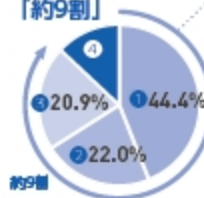
金融商品それぞれの「安全性と収益性(リスクとリターン)」等の特徴を考慮し、バランス良く組み合わせることが大切です。



リスクに対する考え方

300名以上が働く企業・団体の従業員等のアンケート調査結果(2025年2月弊社調べ)

「安全な金融商品」も活用した資産運用を希望する方が「約9割」

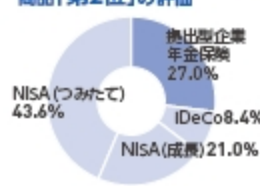


- ① 「安全な金融商品」のみで運用したい
- ② 「安全な金融商品」を基本とし、少し「リスクのある金融商品」を加えて運用したい
- ③ 「安全な金融商品」と「リスクのある金融商品」をバランスよく運用したい
- ④ 「リスクのある金融商品」のみで運用したい

拠出型企業年金保険の魅力度

300名以上が働く企業・団体の従業員等のアンケート調査結果(2024年6月弊社調べ)

拠出型企業年金保険はNISA(つみたて)に次ぐ、魅力ある商品「第2位」の評価



資産運用に興味のあるお客さまに対し、4つの商品の概要や特長を示して魅力度を調査した結果

2 老後を安心して過ごすための自助努力の必要性

令和6年の簡易生命表によると日本人の平均寿命は男性が81.09年、女性が87.13年となっています。充実した老後を送るには、生活資金の確保が重要です。※<厚生労働省「令和6年簡易生命表」>

高齢夫婦無職世帯の家計収支 65歳以上世帯の月間収支例

総務省「家計調査報告(家計収支編)」2024年

収入 約25.2万円

支出 約28.6万円

差異 約-3.4万円



月額約3.4万円不足するんですね。



- (注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、65歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2 図中の「社会保険給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
 5 図中の「差額分」とは、「実収入」と、「消費支出」及び「非消費支出」の計との差額である。
 6 記載の数字は、表単単位未満を四捨五入しているため、内訳を足し上げても必ずしも合計とは一致しません。

電力総連年金制度のしくみ

ゆとりあるセカンドライフを送るための積立年金制度です。生活資金づくりにもご活用ください。

【掛金】

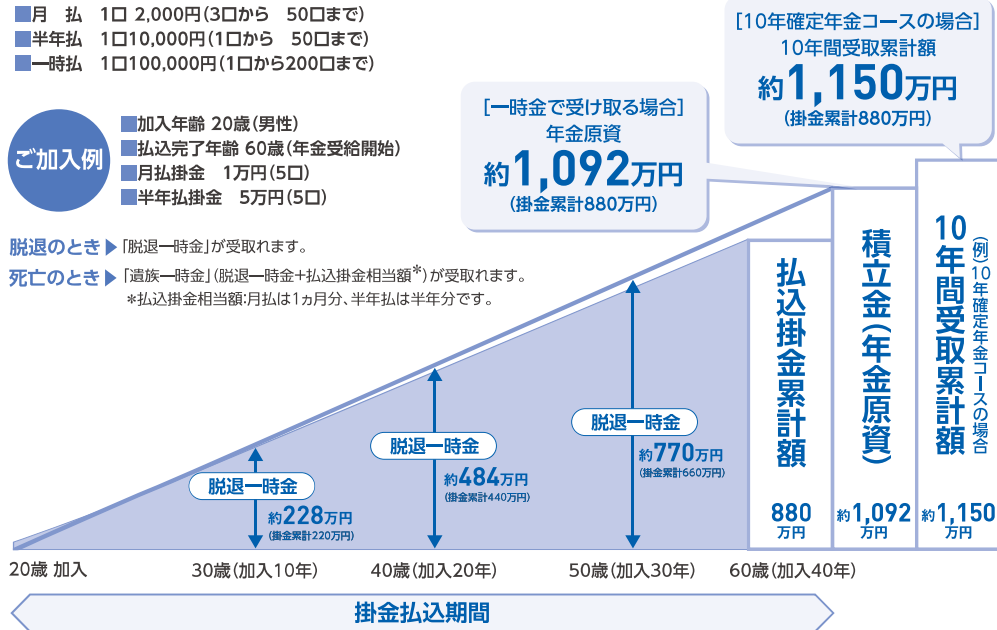
- 月払 1口 2,000円(3口から 50口まで)
- 半年払 1口10,000円(1口から 50口まで)
- 一時払 1口100,000円(1口から200口まで)

ご加入例

- 加入年齢 20歳(男性)
- 払込完了年齢 60歳(年金受給開始)
- 月払掛金 1万円(5口)
- 半年払掛金 5万円(5口)

脱退のとき▶「脱退一時金」が受取れます。

死亡のとき▶「遺族一時金」(脱退一時金+払込掛金相当額*)が受取れます。
*払込掛金相当額:月払は1ヵ月分、半年払は半年分です。



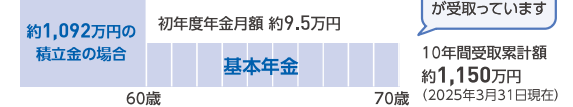
ご加入例及び年金受取方法に記載の数値については、P.8の「給付内容についてのご注意」をご参照ください。

次の4つの年金コースからひとつをお選びください

(基本年金)…年金受給権取得時の積立金を年金原資として計算した金額です。

1 10年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。



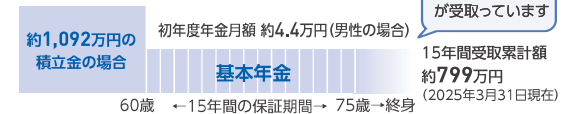
2 20年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が20年間支払われます。



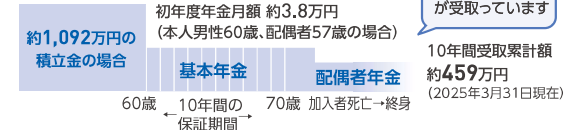
3 15年保証期間付終身年金コース

加入者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。15年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受け取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。



4 10年保証期間付夫婦連生終身年金コース

加入者または配偶者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。10年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受け取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。10年の保証期間経過後に加入者が死亡された場合は、配偶者に加入者の6割の「年金」が支払われます。



税法上の取扱い

「電力総連年金制度」には生命保険ならではの特権もございます。税法上の特徴を理解して、ぜひ有効活用しましょう！

※税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となる場合があります。

生命保険料控除額の計算方法

旧制度

旧制度(2011年12月31日以前に締結した保険契約等)の控除額
旧制度の控除額(所得税の場合)
一般生命保険料と個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算します。

年間払込保険料額	控除額
25,000円以下	払込保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

- ▶「一般」「個人年金」あわせて10万円が限度
- ▶契約区分に応じて、それぞれ「一般」「個人年金」の保険料控除が適用されます。
- ▶旧制度には「介護医療保険料控除」が適用されるものではありません。
- ▶2025年7月現在の制度に基づいたものであり、将来変更される可能性があります。



電力総連年金制度は旧制度の対象です。

①掛金

掛金から運営事務費を控除した額(保険料)が個人年金保険料控除(旧制度)の対象となります。旧制度の控除額は、それぞれ左記の表の計算式に当てはめて計算した金額です。控除額は年間の払込保険料等に応じて変わります。

②遺族一時金

「遺族一時金」には相続税の非課税限度額があります。
 $500,000円 \times \text{法定相続人の数} = \text{相続税の非課税限度額}$

③脱退一時金

一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2 (他に一時所得がない場合)
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

④年金

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。
課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)
- (基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料合計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$)
※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。
※増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積立された年金です。